

**4月1日から**

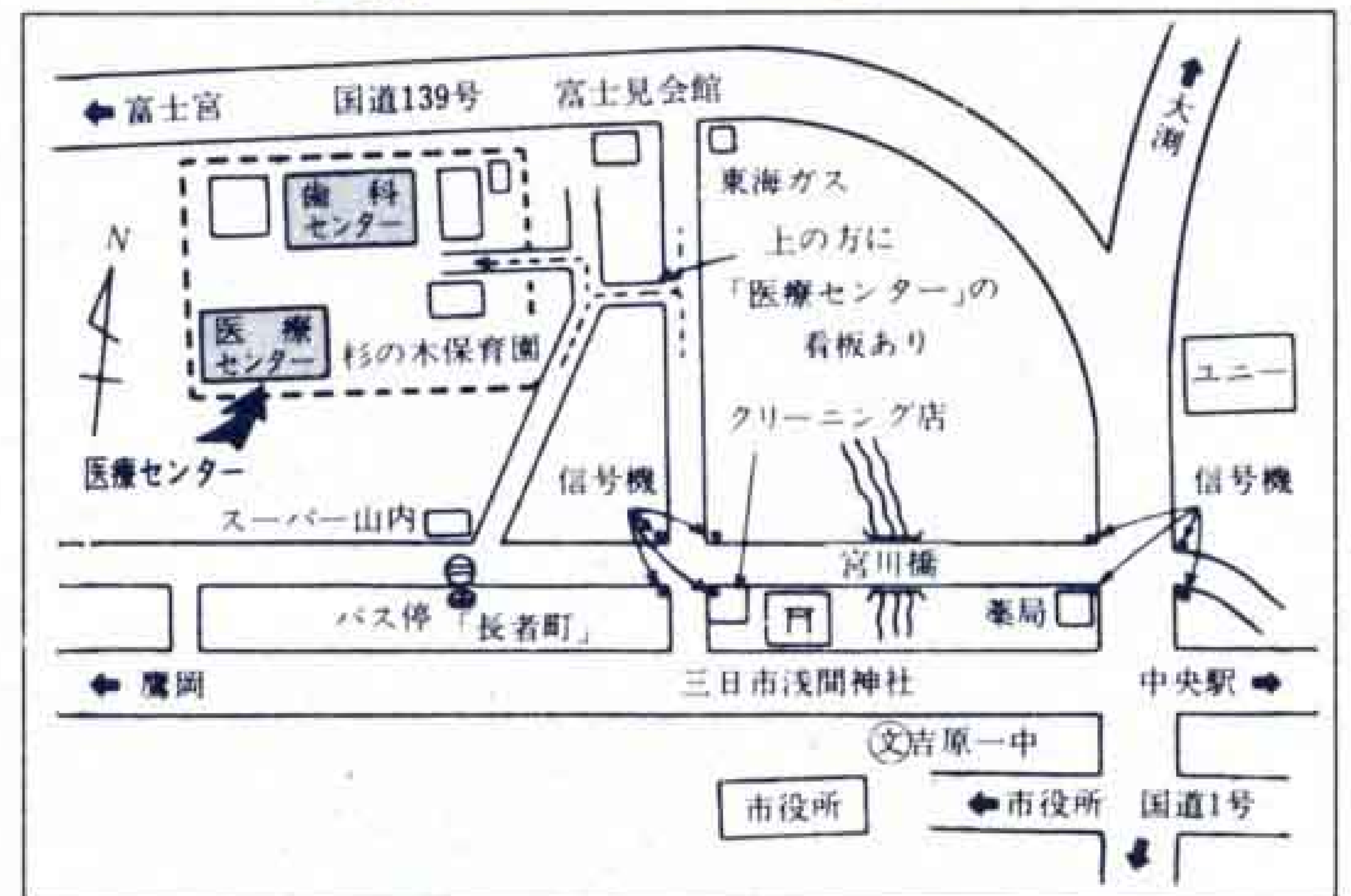
# 内科・小児科の一次救急診療は 医療センターで実施

市民のみなさんの中にも、夜間家族に急病人がでて当番医をさがしたり、ときにはわからずに困った経験があると思います。

こうした問題を解消するため、内科、小児科の一次救急体制は、医師会と浜松医大、慈恵医大、聖マリアンナ医大の3医科大学の協力を得て一元化することになりました。

新しい体制による救急診療は、4月1日から伝法（長者町）にある救急医療センターで行います。

医療センターへの道しるべ



## 在宅輪番制の 救急体制を解消

市の救急医療体制は、富士市医師会の協力で、一次救急は在宅輪番制の当番医と医療センターが分担し、2次救急は市立中央病院を中心に、一部民間医療機関を加えた体制で行っています。

しかし、内科系一次救急の問題点として、市民のみなさんから医療センター以外の当番医が毎日替るので、緊急の際に当番医がどこかわからなかったり、名前はわかっててもその場所が不案内で確認するのに困るなどと指摘されていました。

こうした問題点を解消し、市民にわかりやすい救急体制とするため、4月1日から内科、小児科の一次救急診療はすべて伝法（長者町）にあ

る救急医療センターで行います。

ただし、外科、産婦人科の一次救急は、従来どおり在宅輪番制の当番医が診療にあたっていきます。

## 救急センターでの 受診についてのお願い

救急医療センターは突発した急病患者に備えての診療体制をとりますが、これはあくまでも平日夜間及び土曜日の午後から日曜日、祝日に発病した急病者を診療するためのものです。急患でない方、平日の昼間から具合の悪い方は昼間かかりつけの医師の診療を受けてください。

外科、産婦人科など救急センターで扱っていない救急診療については、ダイヤル案内51-9999で当番医を確認し、受診してください。

## 救急センターの 診療時間は

- ・平日 午後7時から翌朝8時
- ・土曜日 午後2時から翌朝8時
- ・日曜日 午前9時から翌朝8時
- ・休日 休
- ・救急医療センター  
☎51-0099

## 救急車の利用は正しく

救急車の利用は、緊急を要する交通事故など、生死にかかわるような場合に限りです。

救急車をマイカーやタクシーがわりに使うことは絶対にしないでください。